

狛江市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

狛江市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「15日」を「21日」に改める。

付 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。

平成31年3月26日 原案可決